

近畿地方整備局における 新たな総合評価落札方式による試行について

橋元 達哉¹¹近畿地方整備局 企画部 技術管理課 (〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

現在、近畿地方整備局では一般競争入札、総合評価落札方式にて落札者を決定している。現状の発注方式であれば、近畿地方整備局の実績を持たない者の落札しにくい状況であり、また、担い手確保等のために、新たな総合評価落札方式の検討を行い、昨年度に企業チャレンジ評価型、若手チャレンジ評価型、女性技術者活用型の試行を行った。それぞれの方式の条件等を決定する検討過程及び落札者決定までの結果を検証し、今後の課題を検討した。

キーワード 工事、発注方式、総合評価落札方式、担い手確保

1. はじめに

現在、近畿地方整備局が発注する工事は、参加要件を満たすすべての者が参加可能となる一般競争入札とし、なおかつ価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を用いている。求める要件等は工事によっても異なるが、主な参加要件としては「一般競争参加資格を持つこと」、「本店等の所在地が特定の地域にあること」、「企業に過去15年間の同種工事の施工実績（発注機関は問わない、国土交通省発注工事の場合は、工事成績評定点が一定以上のものに限る）があること」、「配置予定技術者に必要な資格があること」、「配置予定技術者に監理技術者等として過去15年間の同種工事の施工実績（発注機関は問わない、国土交通省発注工事の場合は、工事成績評定点が一定以上のものに限る）があること」と言ったものがあり、これらの要件を一つでも満たさないと、競争参加資格が認められない。また、「技術提案(施工計画)」、「同種性の高い施工実績（企業、配置予定技術者両方。ただし、現場代理人としての実績の加算点は1/2）」、「過去4年間の同じ工事種別の工事成績評定の平均点」、「各種表彰の有無」、「現場従事技能者（登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工・技能士）の配置の有無、現場従事技能者の各種実績、資格、認定等の有無」により加算点を計算し、標準点、施工体制点との合計を入札価格で除した値（評価値）が最も高い者を落札者として、契約を結んでいる。

一般競争参加資格については、工事種別によってはさらに予定価格に対応する等級の区分（以下「等級区分」という）を定めており、工事発注時に工事種別と等級区分を明確にしている。本店等の所在地については工事の

内容により異なるが、概ね3億円未満の分任官工事の一般土木工事については、本店等の所在地を県内もしくは特定の地域内に限った発注を行っている。

2. 受注状況等の現状

本店等の所在地を限定して発注している工事の内、もともと発注件数の多い一般土木工事C等級について、府県別に受注状況を分析すると、以下のとおりとなった。

表-1 一般土木工事C等級 府県別受注状況

府県名	国の実績を有する者の割合(%)	都道府県の実績を有する者の割合(%)
福井県	24%	98%
滋賀県	45%	100%
京都府	36%	93%
大阪府	37%	51%
奈良県	48%	82%
兵庫県	39%	87%
和歌山県	53%	95%
全体	39%	87%

2014年9月中旬時点

各都道府県が発注した工事の施工実績を有する者は近畿平均で約87%であり、府県別では約51～100%となっているのに対し、国が発注した工事の施工実績を有する者は近畿平均で約39%であり、府県別では約24～53%となっている。

一方、平成26年6月4日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下改正品確法）」において、「現在及び将来の公共



図-3 監理技術者資格者証保有者の年齢層別保有割合(積上)

b)品質確保の方策

上記緩和を行いながら、工事目的物の品質確保を担保するため、施工計画の提出を必ず求め、そのうち工事施工上の留意点については3項目の内1項目を企業チャレンジ評価型と同様、企業の支援体制について求めることとした。

■ 競争参加資格		【若手チャレンジ評価型】	
【施工能力評価型】		【若手チャレンジ評価型】	
競争参加資格要件	近畿地方整備局における平成25-26年度一般競争(指名競争)参加資格(一般土木工事、〇等職)の認定を受けていること	競争参加資格要件	変更無し
建設業法に基づき「土木一式工事」の許可を受けている本店が〇〇府県(施工場所の府県)にあること、又は、本店、支店又は営業所が上記府県の〇〇地域にあること。		競争参加資格要件	変更無し
平成11年度以降の同種工事の施工実績(発注機関は問わない)なお、同種工事の実績が、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁又は各地方整備局発注の工事である場合は、工事完成時点が65点未満(低入工事は70点未満)でないこと。		競争参加資格要件	変更無し
【同種工事の定義】 一般土木「道路工事における制約の施工業務」、「河川環境における要項施工の業務」 ※舗装「アスファルト系舗装の道路舗装の施工業務」		競争参加資格要件	変更無し
技術者の資格 1級土木施工管理技士(監理技術者を配置できる場合)、2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る。)(主任技術者を配置できる場合)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。		競争参加資格要件	変更無し
平成11年度以降の同種工事の施工経験(発注機関は問わない)		競争参加資格要件	同種工事の経験は求めない。ただし、配置予定の監理(主任)技術者は40歳以下とする。
平成23年度及び平成24年度の近畿地方整備局の発注工事において、各年度の工事完成時点の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。		競争参加資格要件	変更無し

図-4 通常の発注方式(施工能力評価型)と若手チャレンジ評価型の参加要件の比較¹⁾

■ 総合評価				【若手チャレンジ評価型】			
【施工能力評価型】				【若手チャレンジ評価型】			
【技術提案(施工計画)】				【技術提案(施工計画)】			
事項	配点	加算点		事項	配点	加算点	
①工事施工上の留意点(テーマ設定なし)	6	10	(2×3項目)	①工事施工上の留意点(1項目は企業の支援体制について記載すること)	6	10	(2×3項目)
②留意点に対する検討事項及びその理由				②留意点に対する検討事項及びその理由			
③工程表の作成	4			③工程表の作成	4		
【施工能力等】				【施工能力等】			
評価	評価項目	配点	加算点	評価項目	配点	加算点	
企業 の 力	同種性の高い施工実績	2		評価対象	2		
	国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事実績の平均点	3		評価対象	4		
	職 業	最大2		評価対象	—		
	技術者数の活用	最大1		評価対象	最大1		
	建設業法に基づき「土木一式工事」の許可を受けている本店が〇〇府県(施工場所の府県)にあること、又は、本店、支店又は営業所が上記府県の〇〇地域にあること。	最大1		評価対象	最大1		
	ISO9001/ISO14001/ISO27001/ISO45001の取得	1		評価対象	1		
	ISO27001/ISO14001/ISO45001/ISO9001の取得	(3)		評価対象	(3)		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がAa級の場合	2		評価対象	2		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がAb級の場合	1		評価対象	1		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がB級の場合	2		評価対象	2		
能力 の 有 無	同種性の高い施工実績	4		評価対象	—		
	同種性の高い施工経験	4		評価対象	—		
	同種性の高い施工経験	4		評価対象	—		
	技術者数	4		評価対象	—		
	建設業法に基づき「土木一式工事」の許可を受けている本店が〇〇府県(施工場所の府県)にあること、又は、本店、支店又は営業所が上記府県の〇〇地域にあること。	2		評価対象	—		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がAa級の場合	4		評価対象	—		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がAb級の場合	2		評価対象	—		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がB級の場合	2		評価対象	—		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がC級の場合	1		評価対象	—		
	近畿地方整備局の発注工事における当該工事の施工実績がD級の場合	1		評価対象	—		

図-5 通常の発注方式(施工能力評価型)と若手チャレンジ評価型の総合評価加点項目の比較¹⁾

(3) 女性技術者活用型

近年、ドボジョがクローズアップされていることや、

担い手確保の観点からも、女性が土木技術者としての経験を積み、現在から将来にわたって、現場を取り仕切る土木技術者として活躍して頂くことを目的とした方式を試行することとした。

a)制度の検討

参加可能者数が著しく少なくなることを避けるため、事前に各府県内の建設業者に在籍する女性技術者と保有する資格、これまでに従事した経験を調査した。

その結果、女性技術者限定とした発注工事に対して複数の者の参加を見込まれる福井県内にて試行を行うこととした。

4. 試行結果

各種試行工事について、入札契約結果を整理し、また工事契約後に参加者及び資料入手者に対し行ったアンケートの結果分析を行った。

(1) 企業チャレンジ評価型

昨年度中に7件の工事の試行を行った。

契約後に参加者のべ72者、資料入手のみの者(以下非参加者)のべ144者に対しアンケートを送付し、参加者のべ49者、非参加者のべ71者から回答を得た。

参加者に対し、「当該工事が通常の施工能力評価型で発注した場合、参加していたか」を問うたところ、8者は「参加しなかった」と回答した。施工能力評価型では参加しない理由としては、「実績を持った技術者がいない」、「加算点で他社に勝てないと想定されるから」等が挙げられており、試行の結果としては通常の施工能力評価型の方式に対し、参加者数を約10%以上押し上げた結果となっている。

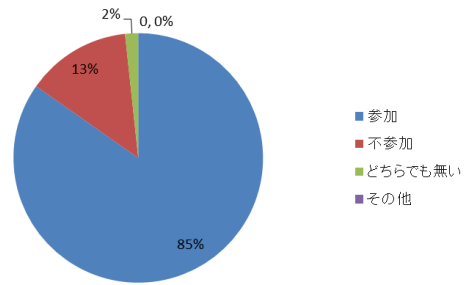


図-6 企業チャレンジ評価型の参加者における、通常の施工能力評価型で発注した場合の対応

参加者のべ72者の内、過去10年間に近畿地整の実績を全く持たない者が2者いた。また、加点対象となる過去4年間近畿地整の実績を全く持たない、もしくは実績を有しているが発注工事と同じ工事種別の工事の実績を有していない者は10者いた。さらに、3工事については過去2年間近畿地方整備局の実績を持たない者が受注者となった。

(2) 若手チャレンジ評価型

昨年度中に3件の工事の試行を行った。

契約後に参加者のべ19者、非参加者のべ56者に対しアンケートを送付し、参加者のべ17者、非参加者のべ42者から回答を得た。

参加者に対し、「当該工事が通常の施工能力評価型で発注した場合、参加していたか」を問うたところ、3者は「参加しなかった」と回答した。いずれも「実績を持った技術者がいない」という理由が挙げられており、こちらも参加者数を約15%以上押し上げた結果となっている。

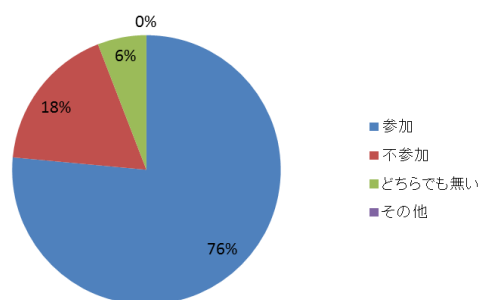


図-7 若手チャレンジ評価型の参加者における、通常の施工能力評価型で発注した場合の対応

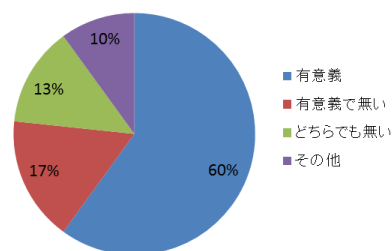


図-8 企業チャレンジ評価型の参加者における、有意義か否かを問うた回答

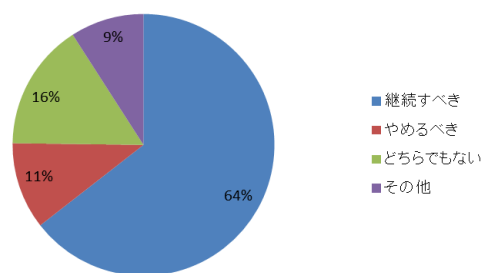


図-9 企業チャレンジ評価型の全者における、継続すべきか否かを問うた回答

(3) 女性技術者活用型

昨年度に公告し、今年度に契約した1件の工事を試行した。

契約後に参加者8者、非参加者44者に対しアンケートを送付し、参加者5者、非参加者12者から回答を得た。

参加者に対し、「配置予定の技術者は、今回の工事のために配置を予定したのか」を問うたところ、1者は「今回の工事のために配置した」と回答したことから、女性の活用を広げる結果になったと言える。

5. 今後の課題

各種試行工事について、今後の課題を上記アンケートの結果分析から抽出した。

各試行工事の参加者に対し、「今回の試行が有意義であったか」と問うたところ、企業チャレンジ評価型の参加者の内6割、若手チャレンジ評価型と女性技術者活用型の参加者の内9割以上から有意義であったとの回答を得られた。

また、各試行工事の参加者と非参加者（全者）に対し、「今後同様の試行を継続すべきか否か」を問うたところ、企業チャレンジ評価型の全者の内6割以上、若手チャレンジ評価型の全者の内7割以上、女性技術者活用型の全者の内5割以上の者から継続すべきとの回答を得た。

肯定的な意見としては「企業の実績に関係無く参加出来る（企業チャレンジ評価型）」、「若手技術者へ経験を積み、育成することは重要（若手チャレンジ評価型）」、「将来の業界を見据えると必要（女性技術者活用型）」と言った主旨のものが多かった。一方、否定的な意見としては「品質が担保できないおそれがある（企業チャレンジ評価型）」、「若手がいらない（若手チャレンジ評価型）」、「女性技術者がいない、集まらない（女性技術者活用型）」といった主旨のものも多く挙げられていた。企業チャレンジ評価型では企業の実績を通常より厳しくしていること、企業及び若手チャレンジ評価型については、テーマを限定した施工計画を求めていることから、品質は確保されていると考えているが、現在工事は施工中であるため、竣工後の工事成績評定の分析や、監督職員へのヒアリング等により、追跡を行う必要があると考えている。

女性技術者活用型において、対象工事では男女別のトイレを設ける等現場環境の改善に取り組んでいるところである。今後は他方式と同じく監督職員へのヒアリング等により、追跡を行う必要があると考えている。



図-10 現場に設置された男女別トイレ

また、女性技術者活用型においては、女性技術者不足を指摘する声が多く寄せられている。今後も、女性技術者に限定はしなくとも、女性技術者でも従事しやすいような参加要件、評価方法等を検討していく必要があると考えられる。

6. まとめ

企業チャレンジ評価型と若手チャレンジ評価型については、概ね肯定的に捉えられており、改正品確法の主旨

も踏まえて、試行を継続していきたいと考えている。一方で、企業や技術者の能力評価を緩和していることから、品質としては問題ないか、工事成績評定等を追跡調査し、より適切な参加要件、加点要件の検討を進めていく必要がある。

女性技術者活用型については、「女性技術者がいない、集まらない」という理由で否定的に捉えられているものの、改正品確法に「担い手の中長期的な育成・確保」が明記されていることや、一般社団法人 日本建設業連合会が策定した「女性技能労働者活用のためのアクションプラン²⁾」に「女性技能労働者について5年以内に倍増を目指す」と記載されていることから、発注者としても女性技能労働者が増えるような環境整備が必要であると考えている。

よりいっそう、各試行の目的に資する発注方式になるよう、情報収集と検討を重ねる必要がある。

謝辞：本試行の検討に当たり、各府県の建設業協会の皆様には様々なデータを提供頂きました。また、結果分析に当たり、各企業の皆様からアンケートのご協力を頂きました。深く感謝いたします。

参考文献

- 1) 近畿地方整備局：工事の入札手続における試行について（H26.11更新）
- 2) 一般社団法人 日本建設業連合会：女性技能者の活躍